# Ｑ＆Ａ集

## ◇対象事業所について

|  |  |
| --- | --- |
| Q1 | どのような施設が対象ですか？ |
| A1 | 都内に所在する障害福祉サービス等を提供する民間の事業所で、区市町村長による福祉避難所の指定を受けている、又は、区市町村と福祉避難所として災害時応援協定を締結している施設が対象です。ただし、国又は地方公共団体が設置する事業所（指定管理者が管理するものを含む）等は除きます。詳細は、要綱の「障害福祉サービス等の種類」をご覧ください。 |
| Q２ | 福祉避難所の指定を受けたり、要配慮者の受入れに関する災害時応援協定を締結したりするにはどうすればいいのですか？ |
| A２ | 区市町村による指定、または区市町村との締結になりますので、事業所所在地の区市町村の障害保健福祉主管課にお問い合わせください。 |
| Q３ | 区市町村からの要請により、安否確認等を行ったり、福祉避難所へ赴き対応する等、災害時の支援協定を区市町村と締結していますが、対象となりますか？ |
| A３ | 災害時に障害者等の要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所（福祉避難所・福祉救援所・二次避難所等）として、区市町村による指定等を受けている事業所が助成対象事業所となります。安否確認等の支援協定は対象外となります。 |
| Q4 | 基準該当サービスを運営している事業所は対象となりますか？ |
| A4 | 障害者総合支援法第３０条第１項第２号に規定する「基準該当障害福祉サービス」及び児童福祉法第２１条の５の４第１項第２号に規定する「基準該当通所支援」を運営している事業所は対象となりません。 |
| Q５ | 共生型サービスを運営している事業所は対象となりますか？ |
| A５ | 障害者総合支援法第４１条の２第１項の規定による「共生型障害福祉サービス」及び児童福祉法第２１条の５の１７第１項の規定による「共生型通所支援」を運営している事業所は対象となりません。 |

## ◇対象者について

|  |  |
| --- | --- |
| Q６ | 対象事業所に勤務する職員であれば、誰でも助成対象者になりますか？ |
| A６ | 助成対象となる入居者は、直接支援及び相談支援の業務に従事する者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達管理責任者で、災害対策上の業務に従事する者です。ただし、当該事業所の経営に携わる法人の役員は除きます。 |
| Q7 | 「直接支援及び相談支援の業務に従事する者」とは、具体的にどのような職種がありますか？ |
| A7 | ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員、相談支援専門員等です。なお、看護師や理学療法士等として対象事業所に配置されている職員は助成対象となりません。 |
| Q8 | 「当該事業所の経営に携わる法人の役員」は対象外とのことですが、管理者（施設長）は対象とならないのですか？ |
| A８ | 管理者（施設長）等であっても、上記A6に記載の職種として対象事業所に配置されている職員については対象となります。 |
| Q９ | 非常勤職員も対象となりますか？ |
| A９ | 非常勤職員でも、常勤職員に準じた就労形態※で災害対策上の業務に従事する者であれば対象となります。  ※当該事業所の常勤職員の１週当たりの総勤務時間の５割以上の勤務が必要です。例えば、常勤職員の１週当たりの勤務時間が40時間である場合には、当該非常勤職員の１週あたりの勤務時間が20時間以上であれば対象となります。 |
| Q10 | 災害対策上の業務に従事する者とは、法人と災害時対応協定等を結んでいる必要がありますか？ |
| A10 | 法人と職員間で入居契約を結んでいただき、財団には「入居確認及び雇用証明書」を提出していただきます。（災害対策上の業務に従事することが明記されています。） |

|  |  |
| --- | --- |
| Q11 | 福祉避難所に指定されている生活介護事業所と、福祉避難所の指定を受けていない共同生活援助事業所（生活介護事業所とは別の所在地）とで兼務している職員は、対象となりますか？ |
| A11 | 主たる勤務先が福祉避難所に指定されている施設で、当該職員が直接支援及び相談支援の業務に従事する者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達管理責任者として配置されており、災害対策上の業務に従事する者であれば対象となります。また、同一事業所の対象外職種と兼務している場合、主たる業務が対象職種である必要があります。 |
| Q12 | 当該職員に住居手当を支給している場合はどうなりますか？ |
| A12 | 住居手当を支給している場合は、対象外です。借り上げ宿舎への入居中は、住居手当を不支給（停止）とした場合は対象となります。 |
| Q13 | 単身者のみを対象としていますか？ |
| A13 | 単身者に限った支援ではありませんので、同居人がいても対象となります。ただし、同一世帯の世帯員が住居手当を受給している場合は、助成対象外となります。 |
| Q14 | 借り上げ宿舎に入居していた職員が助成対象外の職種に変更となった場合や、対象職員が入居中に助成対象外の事業所に人事異動となった場合はどうなりますか？ |
| A14 | 対象外の職種や事業所に変更（異動）となった場合、助成の対象から外れます。同じ宿舎で継続して助成を受けようとする場合は、入居者の変更を行う必要があります。また、助成対象となる別の宿舎がある場合は、宿舎の変更を行うこともできます。 |
| Q15 | 外国人が居住する場合においても助成対象となりますか？ |
| A15 | 国籍は問いません。災害対策上の業務に従事する者であれば対象となります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Q16 | 助成対象期間中に対象入居者の変更または宿舎の変更を行った場合でも、引き続き助成対象として認められますか？ |
| A16 | 退職等の事由により入居者が変更となった場合や、転居又は契約更新ができない等の事由により宿舎を変更した場合でも、引き続き助成対象となります。ただし、助成対象期間は令和３年度に助成対象と認められた月を起点として４年（48月）までとなります。つまり、助成開始と同時に助成終了月が決まります。  また、入居者の入れ替えによる空室期間や長期間にわたる休暇・休業時など、助成要件を満たさない期間は助成金が発生しませんが、助成期間終了月は延長になりませんので、ご注意ください。 |

## ◇助成戸数について

|  |  |
| --- | --- |
| Q17 | 当施設には対象職員が15名います。15戸分の助成金が受給できますか？ |
| A17 | 下記の表のとおり事業所の利用定員数に応じて申請できる戸数が異なります。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 利 用  定員数 | *0*  *～*  *40* | *41*  *～*  *50* | *51*  *～*  *60* | *61*  *～*  *70* | *71*  *～*  *80* | *81*  *～*  *90* | *91*  *～*  *100* | *・・・* | *171～*  *180* | *181～*  *190* | *191～* | | 上　限  戸　数 | *４* | *5* | *6* | *7* | *8* | *9* | *10* | *・・・* | *18* | *19* | *20* |   ※利用定員数は福祉避難所の収容人数ではありません。 |
| Q18 | 事業所の利用定員数は、いつの時点の数で算定をする必要がありますか？ |
| A18 | 当該年度4月1日時点の利用定員数により算定を行います。ただし、年度途中で新規開設する事業所については、開設時の利用定員数により算定を行います。 |
| Q19 | 利用定員数はどのように確認しますか？ |
| A19 | 福祉避難所内で運営しているサービスの運営規程（写し）を提出していただき、記載されている利用定員数を確認します。なお、4戸以下の申請の場合は運営規程の提出は不要です。 |
| Q20 | 年度途中に増床し利用定員数が増える見込みです。交付申請時に当初の上限戸数に追加して新たな宿舎の申請を行うことはできますか？ |
| A20 | できません。当該年度の上限戸数は4月1日時点の定員数により算定をします。そのため、当該年度の上限戸数は変更することができません。 |
| Q21 | 年度途中に対象サービスの一つが廃止になる見込みです。上限戸数はどうなりますか？ |
| A21 | 当該年度の上限戸数は4月1日時点の利用定員数により算定します。そのため、当該年度の上限戸数が変更となることはありません。なお、翌年度は翌年度の４月１日時点の運営規程により上限戸数を算出しますので、上限戸数の変更にご注意ください。  例）令和３年4月1日時点の利用定員数：200名→20戸まで申請可能  令和４年4月1日時点の利用定員数：150名→15戸まで申請可能  ◆ このように利用定員数が減少した場合、令和３年度に20戸の助成が確定していても、令和４年度はそのうち15戸までしか申請できません。 |
| Q22 | 当施設は同一福祉避難所内で複数の障害福祉サービス等事業所を運営しています。その場合、サービスごとの利用定員数を加算して上限戸数が決まりますか？ |
| A22 | お見込みのとおりです。合算した利用定員数により申請可能な戸数の上限が決まります。戸数の算出にあたっては福祉避難所の協定書により判断することとなりますので、個別にご相談ください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Q23 | 利用定員数の定めがないサービスを提供している事業所の場合は、何戸申請できますか？ |
| A23 | 利用定員数の定めがないサービスのみで申請する場合は、一律4戸上限となります。ただし、複数のサービスを運営している場合の合算からは除外されます。 |
| Q24 | 当施設は施設入所支援と生活介護が併設されていますが、事業計画時に両事業所の運営規程を提出しなければなりませんか？ |
| A24 | 例えば施設入所支援の利用定員数が50名、生活介護事業所の利用定員数が20名の場合、申請予定戸数が5戸以下であれば施設入所支援の運営規程のみの提出で問題ありません。この場合、生活介護事業所の運営規程を提出していなくとも、生活介護に従事する職員は助成対象として申請することができます。６戸以上の申請予定がある場合には、両事業所の運営規程の提出が必要です。 |
| Q25 | 利用定員数は４月１日付の運営規程で確認するとしていますが、当事業所の運営規程は最終改訂（改正）が令和3年6月1日（同日が施行日）です。この運営規程を提出すればよいですか。 |
| A25 | 最終改訂（改正）が令和3年4月２日以降である場合、現行の運営規程ではなく、令和3年４月１日時点で有効であった運営規程を提出してください。 |
| Q26 | 利用定員数を確認できる書類として、運営規程ではなく重要事項説明書等の別の書類を提出することはできますか？ |
| A26 | できません。必ず運営規程を提出してください。 |

## ◇宿舎について

|  |  |
| --- | --- |
| Q27 | 戸建て住宅を借り上げ、対象職員3名が居住していますが、この場合3戸分の助成金が受給できますか？ |
| A27 | できません。戸建て住宅の場合は１戸とみなしますので、対象となる入居者が３名いても1戸分の助成となります。 |
| Q28 | シェアハウスのような１戸に複数名が暮らす場合はどのように取り扱いますか？ |
| A28 | 入居者が複数の場合でも、１賃貸借契約につき１戸とみなしますので、1戸分の助成となります。なお、助成対象額の積算は居住実態に応じて異なりますので、個別にご相談ください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Q29 | 当法人が所有している宿舎は対象となりますか？ |
| A29 | なりません。法人及び当該事業所の経営に携わる法人の役員が所有する物件は、対象外です。 |
| Q30 | 過去から継続して法人が借り上げている宿舎も助成対象となりますか？ |
| A30 | 平成３０年度(平成３０年4月1日)以降に法人が借り上げている宿舎が助成対象となります。 |
| Q31 | 事業所の近隣は賃料が高いので、電車で45分のところに宿舎を借り上げました。この宿舎は助成対象となりますか？ |
| A31 | 災害時の対応を目的としているため、緊急時に徒歩等で通所可能な距離、具体的には事業所の半径10キロメートル圏内（直線距離）の宿舎が対象となります。 |
| Q32 | 借り上げ宿舎の所在地が東京都外ですが、対象となりますか？ |
| A32 | 宿舎が事業所の半径10キロメートル圏内であれば、都外であっても対象となります。 |
| Q33 | 災害時に駆けつけられるよう、当社の役員が施設の近隣に宿舎を借りることにしました。この宿舎も助成対象となりますか？ |
| A33 | 対象施設の経営に携わる法人の役員の宿舎は対象外です。 |
| Q34 | 入居の確認はどのようにするのですか？ |
| A34 | 事業計画書提出時に公的機関による証明として住民票の写しを提出していただきます。また、実績報告時に「実績報告時雇用状況等報告書」を提出していただきます。 |
| Q35 | 単身赴任のため、借り上げ宿舎に住所変更等の届出（転入届等）をしていませんが、届出をしなければなりませんか？ |
| A35 | 住民票によって入居の確認がとれるものに限り助成対象となりますので、借り上げ宿舎の住所地に、すみやかに住所変更等の届出をしてください。 |

## ◇助成対象期間ついて

|  |  |
| --- | --- |
| Q36 | 助成対象期間の上限はありますか？ |
| A36 | あります。宿舎1戸当たり4年が上限です。助成開始月から4年間（48月分）が助成対象期間となります。助成期間の途中で、入居者や宿舎が変更となった場合や要件を満たさない期間があっても助成期間終了月は延長にはなりません。例えば、助成開始月が令和３年6月の場合、令和３年6月分から令和７年5月分までの助成となります。ただし、交付の申請は１年毎に行っていただきます。  なお、事業所の利用定員数の減少により翌年度以降申請できない宿舎が生じる可能性もございます。その場合は、助成対象期間が4年とならずに終了することもありますので、ご注意ください。（Ｑ２１を参照してください。） |
| Q37 | 助成期間の開始日はいつになりますか？ |
| A37 | 助成期間開始日は、①から③の日付のうち一番遅い日となります。  上記の日が当該年度以前である場合には、当該年度初日（４月1日）となります。  ①対象入居者の採用日  ②賃貸借契約期間の開始日   1. 住民票に記載されている住定日（転入日、転居日等）   ただし、上記に関わらず、区市町村との福祉避難所・災害時応援協定が未締結の場合は、協定締結日以降の日となりますので、ご注意ください。 |
| Q38 | 助成期間の終了日はいつになりますか？ |
| A38 | 助成期間の終了日は、助成を開始した月から4年（48月）となる月の末日となります。  ただし、単年度ごとの申請書類に記載する助成期間終了日は、当該年度末日（3月31日）となります。なお、職員の転居等により年度途中に要件を満たさなくなった宿舎や助成開始から4年間（48月）を超過する宿舎はこの限りではありません。 |
| Q39 | 借り上げた宿舎から助成対象者が退去し、次の対象者が入居するまでの３ヶ月間、空室期間が発生しました。この空室期間は要綱に定める助成対象期間4年間に含まれますか？ |
| A39 | 含まれます。ただし、入居者がいない状況であるため、その間の助成金は交付されません。また、助成期間の延長もありません。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Q40 | 借り上げ宿舎に居住している職員が産休・育休をとった場合はどうなりますか？ |
| A40 | 災害対策上の業務に従事する職員であることを要件としていますので、休職・休業が1ヵ月以上の長期にわたる場合は、対象外です。また、同様の理由から長期にわたる病欠や欠勤等をした職員も対象外となります。 |
| Q41 | 7月1日付採用の職員ですが、6月中に借り上げ宿舎に入居を開始している場合、6月分は対象となりますか？ |
| A41 | 採用前の入居期間については助成対象外です。 |

## ◇対象経費、助成金及び対象額について　　　　**≪助成額は1,000円未満切り捨てです≫**

|  |  |
| --- | --- |
| Q42 | 令和３年4月分の賃料は令和３年3月に支払い済みで、領収書の日付が前年度となっていますが、今年度（令和３年度）の助成金の対象となりますか？ |
| A42 | なります。当該年度の入居期間に係る経費を対象とするため、４月分の賃料を３月（前年度）で支払った場合も、助成対象とします。ただし、証拠書類には本年度の経費であることが明記されていることが必要です。 |
| Q43 | 前年度に支払いをした礼金や更新料は、今年度の助成金の対象となりますか？ |
| A43 | 礼金は前年度に支払った分まで対象となります。更新料は更新のある年度分のみが対象となります。 |
| Q44 | 職員が3月途中で自宅を購入し宿舎から退去するため、賃貸借契約を解除しました。３月分の賃料は日割りで支払いますが、その場合の助成額はどうなりますか？ |
| A44 | 実際に支払った額と日割り計算された額※の少ない方と、助成基準額(１戸当たり月82,000円)を比較し、少ない方の額に8分の7を乗じた金額を助成します。  ※日割り計算：月額賃料をその月の日数で除して日額（小数点以下切り捨て）を求め、その日額に実際の入居日数を乗じます。必ず記入例を読んで算出してください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Q45 | 職員が3月途中で退職し宿舎から退去しましたが、宿舎はそのまま借り上げているため、賃料が引き続き発生します。その場合の助成額はどうなりますか？ |
| A45 | 職員が入居していることが要件ですので、退職した日の翌日からは助成対象外となります。3月分は日割りとなり、入居していた日数分の日割り計算された額と助成基準額を比較し少ない方の額に８分の７を乗じた金額を助成します。 |
| Q46 | 入居者も賃料を一部負担することになりますが、賃料の全額が助成対象経費となるのですか？ |
| A46 | 入居者負担分を除いた額が助成対象経費となります。 |
| Q47 | １戸当たり月額82,000円までとは、助成金が82,000円出るのですか？ |
| A47 | 当該年度に居住するために借り上げた宿舎に対し対象法人が支出した経費(助成対象経費)が助成対象となりますが、助成対象経費と助成基準額(１戸当たり月82,000円)を比較し、少ない方の額に8分の7を乗じた金額を助成します。助成対象経費より助成額を差し引いた額が法人負担額となります。 |
| Q48 | 借り上げ宿舎の賃料以外に助成対象となる経費はありますか？ |
| A48 | 共益費（管理費）、礼金及び更新料のみが対象となります。なお、敷金、仲介手数料、保証金、火災保険料、環境維持費、鍵交換費用、更新手数料等は対象外です。  （共益費及び管理費は別の文言で表現されることがあります。対象の可否について不明な場合には個別にご相談ください。） |
| Q49 | 一括で支払っている礼金・更新料は助成金申請時にどのように計算しますか？ |
| A49 | 当該年度内の助成対象の月数で礼金・更新料を除した額を助成対象の各月に振り分けます。宿舎別の様式では、２内訳の礼金または更新料支払額欄（太枠部分）に金額を入力すると、各月の金額が自動計算されます。自動計算の内容は以下の通りです。  【例】　助成期間開始の月が9月で、8月に礼金180,000円を支払った場合180,000円を当該年度内の助成対象月数（9月～3月の7か月）で除した額25,714円（小数点以下切り捨て）が各月へ入力されます。  【例２】助成期間開始の月が４月で、10月に更新料180,000円を支払った場合180,000円を当該年度内の助成対象月数（4月～3月の12か月）で除した額15,000円が各月へ入力されます。 |

## ◇申請・報告について

|  |  |
| --- | --- |
| Q50 | 助成金の交付決定までにどのような手続きがあるのですか？ |
| A50 | まず、事業計画書をご提出いただきます。財団が審査を行い、内示額を決定し連絡をします。内示を受けた法人は交付申請書をご提出ください。財団が審査を行い、助成金の交付決定を行います。 |
| Q51 | まだ宿舎も入居者も決まっていないので、12月の申請時に書類を提出すればいいですか？ |
| A51 | 事業計画書の提出がない場合は申請ができません。予定でも事業計画書は受け付けますので、まず宿舎・入居者を未定として事業計画書を提出し、内示を受けてください。内示を受けた法人のみが助成金の交付申請を行うことができます。ただし、未入居の期間は対象外です。 |
| Q52 | 新規開設施設について、開設と同時に区市町村より福祉避難所の指定を受けた場合、年度途中であっても申請は可能ですか？また、施設開設前から申請手続きは可能ですか？ |
| A52 | 当該年度内に福祉避難所の指定を受ける予定であれば、開設前であっても申請は可能です。予定として事業計画書を提出してください。なお、助成額は内示額を超えられないため、内示額について十分ご検討の上事業計画書を作成してください。 |
| Q53 | 実績報告とはどのようなものですか？ |
| A53 | 実績報告により、助成対象経費を支払ったこと及び助成金の支給要件を満たしている状況であったこと等を確認します。助成金交付要綱で定めた必要書類を期日厳守で提出してください。 |
| Q54 | 事業計画提出時から実績報告までの間に必要となる提出書類はどのようなものがありますか？ |
| A54 | 要綱及び手引で定められている様式のほか、「福祉避難所」であることを確認できる書類や住民票の写し等の書類が必要です。詳細は手引に記載している各時点の提出書類一覧でご確認ください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Q55 | 事業計画提出時には該当の職員がいませんが、今年度中に採用して、借り上げ宿舎に居住する予定です。この場合、申請はできますか？ |
| A55 | 申請できます。ただし、未入居の期間は対象外です。 |

## ◇交付について

|  |  |
| --- | --- |
| Q56 | 助成金はいつ交付されますか？ |
| A56 | 令和4年4月末から５月初旬頃を予定しています。確定払いを行うため、実績報告後の交付となります。 |
| Q57 | 助成額はいつわかりますか？ |
| A57 | 令和４年２月上旬の交付決定時となります。ただし、交付決定の条件から変更があった場合には、助成額が交付予定額の範囲内で変更になることがあります。 |

## ◇その他

|  |  |
| --- | --- |
| Q58 | 賃貸借契約の名義は法人名義でなければいけませんか？ |
| A58 | お見込みのとおりです。職員の個人名義で賃貸借契約を締結している場合は、法人名義への契約変更が必要となります。 |
| Q59 | 区で行っている借り上げ宿舎助成金制度と重複して、助成金を受けることができますか？ |
| A59 | できません。助成対象経費が重複してしまうこととなるため、どちらか一方を選択してください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Q60 | 提出する住民票に必要となる記載事項は何ですか？ |
| A60 | 借り上げ宿舎に入居していることを住民票により確認しますので、氏名・生年月日・性別・住所（現住所・前住所）・住所を定めた日（転入日等）が記載されている本人のみの住民票（個人票・世帯一部等）を取得してください。なお、個人番号（マイナンバー）、住民票コード（住基ネットの番号）、本籍地、筆頭者の記載がないものをご用意ください。これらの記載があるものは受け付けできませんので、記載がある場合には黒塗りのうえ提出してください。 |
| Q61 | 助成金対象になった場合、借り上げ宿舎に居住する職員の所得税はどうなりますか？ |
| A61 | 職員の自己負担額等により課税・非課税の扱いが違いますので、お近くの税務署にご相談いただくか、国税庁のホームページ（タックスアンサー）でご確認ください。 |

**令和３年４月**